

重点課題(2) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのために、学校、家庭、地域における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

小矢部市においては、男女混合名簿の実施や技術・家庭科の男女共修など、男女平等意識の浸透に向けた取組を実施してきていますが、子どもの頃から、男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合い、一人ひとりが個性や能力を発揮して、自らの意思によって多様な選択ができるよう学校教育を充実することが求められています。

また、家庭や地域、職場においても男女共同参画に関する学習機会の充実を図ることにより、幼児期から高齢期までの生涯にわたり人権尊重を基盤にした男女共同参画意識を育む環境づくりが求められています。



【施策の方向】①学校教育における男女平等教育の推進

〔具体的施策〕

- ・性の理解と尊重に基づいた男女平等教育の推進
- ・技術・家庭科の男女共修の充実
- ・児童・生徒の男女混合名簿の継続実施
- ・社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業の充実
- ・中学生と乳幼児とのふれあい体験学習事業の充実
- ・人権尊重、男女共同参画をすすめる教育の推進
- ・性に関する教育の充実
- ・小中学生を対象とした男女共同参画についての副読本の作成
- ・出前講座の実施
- ・教員への研修の支援
- ・PTA、地域との連携による取り組みの推進
- ・小中学校における意識調査の実施

【施策の方向】②家庭内における男女共同参画意識の啓発

〔具体的施策〕

- ・家事・育児・介護等に関する男性向け実技講座の実施
- ・ママパパ講座の開催拡充
- ・家族で読むシリーズリーフレットの作成・配布
- ・男女共同参画に関する情報誌の配布
- ・男女共同による子育ての啓発、父親の育児参加の促進

【施策の方向】③職場内における男女共同参画意識の啓発

〔具体的施策〕

- ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の周知
- ・事業所向けの研修会や事業所への出前講座の実施
- ・子育て優良事業所表彰制度の充実と表彰事業所のPRの推進
(仮称:すこやか事業所 子育て部門)
- ・啓発冊子の配布
- ・経済団体との連携による取り組みの実施

○子育て優良事業所表彰制度の概要

- ・事業所における育児支援の推進を図るため、従業員の育児と就労の両立に積極的に取り組んでいる事業所を表彰する小矢部市独自の制度です。(平成13年度創設)

●平成13年度表彰事業所

- ・小矢部松下精工(株)
- ・石動青葉保育園

●平成14年度表彰事業所

- ・ティー・エフ・シー(株)北陸工場



子育て優良事業所表彰(H13)

重点課題(3) 意識改革への市民参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画意識の啓発にあたっては、市民が主体となった活動と連携することにより、草の根からの浸透が図られるものと考えられます。

本市においては、富山県男女共同参画推進員制度創設以来、その活動を支援するとともに、小矢部市女性団体連絡協議会が開催するフォーラムへの支援などを通じ、男女共同参画意識づくりに向けた気運の高まりが見られてきています。この気運をより高め、市民一人ひとりの意識改革を推進するため、市民参画による啓発活動の推進に取り組みます。

【施策の方向】①市民参画のしくみづくり

〔具体的施策〕

- ・ 小矢部市男女共同参画推進員の設置
- ・ 男女共同参画に関する情報誌等による情報提供の充実
- ・ 女性が活躍するための多様な機会の提供
- ・ 男女共同参画推進員の企画・運営による、地域での啓発事業の推進
- ・ 市民の参画を促す講座等の実施
- ・ 男女共同参画をめざす活動及び団体・グループへの支援
- ・ 市民大学校など講演会の開催
- ・ 男女共同参画推進員を含めた男女共同参画協議会の設立

○男女共同参画協議会の設置目的

- ・ 男女共同参画プランの実現に向けて行政と市民が力を合わせ、話し合う共通の場として、また、プランの進行状況を評価し、必要な意見を市に提言する場として設けるもの。



基本目標
II

政策・方針決定の場への男女共同参画の推進 (男女がともにすすめるまちづくり)

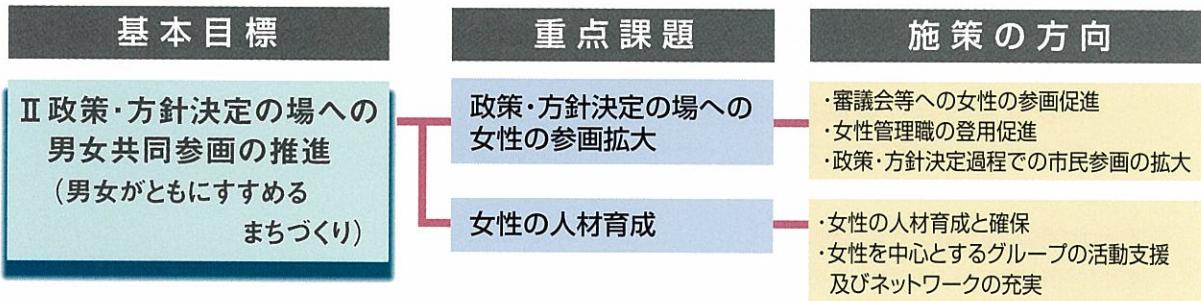
政策や方針の立案及び決定の場での男女の共同参画は、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で等しく利益を享受し、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の基盤となるものです。

しかしながら、現状は、政策や方針の立案及び決定への女性の参画は十分とはいえません。

女性のあらゆる分野での社会参画を拡大するために、市が率先して行政の場への女性の参画を進めるとともに、事業所や各種団体等における取組みを支援します。また、女性自身の参画意識の高揚を図るとともに、参画力を高めるための機会の充実等により、女性人材の育成を推進することを基本目標とします。

●体系

ともにすすめる



重点課題(1) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女共同参画による調和の取れた社会を実現するためには、女性があらゆる政策・方針決定の場に、質・量ともに男性と対等に参画し、積極的に女性の意見を反映させ、地域や職場をはじめとする社会づくりに関わっていくことが求められています。

しかしながら、市が設置する審議会等の女性委員割合が20.5%(平成14年10月1日現在)という状況に代表されるように、女性の政策・方針決定の場への参画はまだまだ不十分であり、行政の分野をはじめ、企業や団体、地域活動の中で、女性の参画を促進することが求められています。

このため、女性の人材育成を積極的・継続的に推進することが必要であり、また、市が設置する審議会等における女性委員割合についての具体的な数値目標の設定や女性管理職の登用促進などにより、市が率先して女性の参画を推進するとともに、事業所や各種団体等における女性参画拡大に向けた取組みを支援することが求められています。

また、政策・方針決定過程への市民参画機会や方法を拡充することにより、より多くの女性が市政に対し、意見を述べることができる場の提供が求められています。

○執行機関としての委員会の委員(地方自治法第180条の5に基づく委員会等の委員H14.10.1現在)

名 称	定 数	現委員数	うち女性委員数	登用率
教育委員会	5	5	1	20.0%
選挙管理委員会	4	4	—	—
公平委員会	3	3	1	33.3%
監査委員	2	2	—	—
農業委員会	21	21	2	9.5%
固定資産評価審査委員会	3	3	—	—
合 計	38	38	4	10.5%

○法律に基づいて設置されている委員、相談員(H14.10.1現在)

委員・相談員名	総 数	うち女性委員数	登用率
社会教育委員	20	7	35.0%
民生委員・児童委員	82	41	50.0%
身体障害者相談員	9	1	11.1%
母子相談員	1	1	100.0%
知的障害者相談員	2	1	50.0%
合 計	114	51	44.7%

○数値目標設定の対象審議会等における女性委員割合の状況(H14.10.1現在)

審議会等の名称	定 数	現委員数	うち女性委員数	登用率
防災会議	21	21	—	—
民生委員推薦会	14	14	3	21.4%
国民健康保険運営協議会	12	12	2	16.7%
特別土地保有税審議会	5	5	—	—
公民館運営協議会	20	20	7	35.0%
スポーツ振興審議会	10	10	3	30.0%
図書館協議会	14	14	5	38.5%
地方文化財保護審議会	10	9	1	11.1%
都市計画審議会	12	12	1	8.3%
社会教育指導員	3	2	2	100.0%
特別職報酬審議会	7	7	—	—
総合計画審議会	20	18	1	5.6%
交通安全対策協議会	35	35	4	11.4%
公害対策審議会	15	13	2	15.4%
勤労青少年ホーム運営委員会	7	7	3	42.9%
就学指導委員会	15	15	6	40.0%
学校体育施設開放運営委員会	25	18	3	37.5%
健康づくり推進協議会	22	22	9	40.9%
合 計	267	254	52	20.5%

【施策の方向】①審議会等への女性の参画促進

〔具体的施策〕

- ・審議会等の女性委員の割合拡大(平成17年度末30%、平成24年度末40%)
- ・審議会等の委員の人選における、男女共同参画担当課への事前協議制の導入
- ・公募制の拡充
- ・女性の審議会等への参画状況や政治参画の状況についての情報提供
- ・審議会等委員への団体推薦制の導入

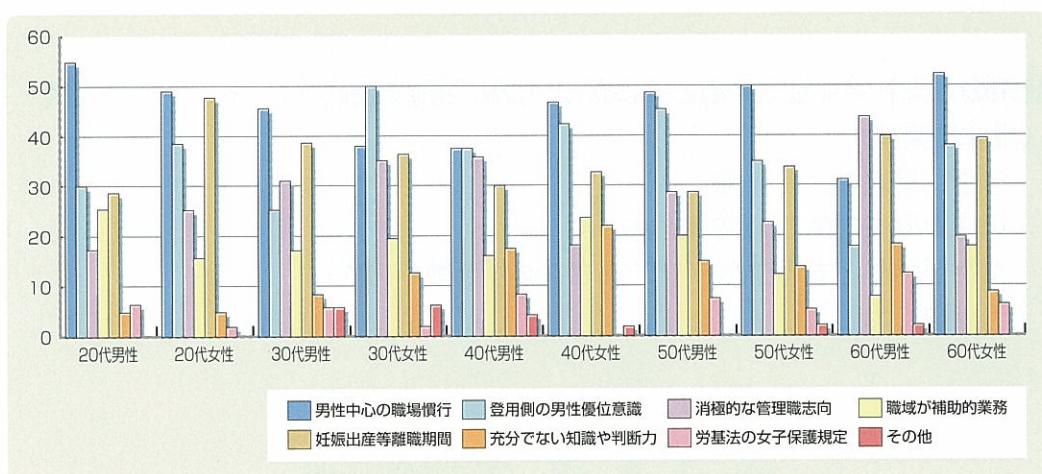
【施策の方向】②女性管理職の登用促進

〔具体的施策〕

- ・行政における女性管理職の登用拡大
- ・民間事業所における女性管理職の登用促進
- ・女性の能力開発、研修機会の確保、職務経験の多様化促進
- ・事業所向け研修会や出前講座の開催(再掲)
- ・(仮称)すこやか事業所表彰制度(男女共同参画部門)の創設

○女性の管理職への登用が少ない理由(平成13年度実施住民意識調査より)

- ・男女別各年代のほとんどで「男性中心の職場慣行」が一番多い。「登用側の男性優位意識」や「妊娠出産期間等離職期間」の影響とする回答も多く見られる。



【施策の方向】③政策・方針決定過程での市民参画の拡大

〔具体的施策〕

- ・パブリックコメント制※1の導入
- ・各種審議会等への公募性の拡充(再掲)
- ・情報公開(ホームページでの公開等)
- ・女性議会の開催
- ・市民提案型まちづくりの推進

※1 「パブリックコメント制」：行政機関などの意志決定過程において広く市民に素案を公表し(縦覧、ホームページ等)、それに対して出された意見、情報を考慮して意志決定を行う制度。

重点課題(2) 女性の人材育成

【現状と課題】

小矢部市においては、これまで4回の女性議会の開催や女性フォーラムの開催等を通じ、女性人材の発掘や育成に取り組んできました。しかしながら、女性が政策・方針決定の場に参画することはまだ少ない状況にあります。

女性人材の発掘はもとより、女性議会をはじめとする人材育成の機会を充実し、更なる女性人材の育成を図り、それらの人材が活躍できる場を提供するとともに、人材情報を収集・整備し、提供していくことが求められています。

【施策の方向】①女性の人材育成と確保

〔具体的施策〕

- ・女性人材の発掘
- ・女性人材リストの整備・活用
- ・女性議会の開催（再掲）
- ・各種団体の運営への女性の参画促進
- ・意識啓発講座の開催
- ・リーダー対象講座の開催
- ・市民イベントの企画・運営への女性の参画促進

【施策の方向】②女性を中心とするグループの活動支援及びネットワークの充実

〔具体的施策〕

- ・学習・交流機会の充実
- ・市内外先進団体との交流促進
- ・女性を中心とするグループのまちづくり活動への支援
- ・活動拠点の確保

